

議案第 7 号

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程の一部
を改正する訓令

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程（平成 22 年小城市教育委員会訓令第 5 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

三日月幼稚園の通園バス廃止に伴い、各園のバスの利用可能時間を変更し、使用者に認定こども園を追加するため、また権限を整理するため、本規程を改正するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程の一部
を改正する訓令

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程（平成 22 年小城市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「保育園及び幼稚園等」を「市内の保育所、幼稚園又は認定こども園等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保育園、幼稚園又は認定こども園等の定期的な行事での利用は、許可しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限りでない。

第 4 条中「、通園バス運行時間以外とし」を削り、「午前 10 時から午後 1 時まで」を「午前 9 時から午後 3 時まで」に改める。

第 6 条中「市長」を「教育長」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

教育委員会バスの使用許可申請書				
係	係長	副課長	課長	決裁
年 月 日				
小城市教育長 様				
住所				
施設名				
代表者名				
次のとおり教育委員会バスを使用したいので、許可くださるよう申請します。				
使用責任者	施設名			
	職名			
	氏名			
使用期間	年 月 日 () 時 分から			
	年 月 日 () 時 分まで			
使用目的				
乗車人員	幼児 2・3・4・5歳児 人 引率 人 ※幼児定員 = (42人 - 大人) × 1.5			
運行経路 (別紙提出 可)	出発 :			
	着 : ⇒ 出発 :			
	着 :			
運行距離	k m			
注意事項	1 送迎が原則であること（車内は、酒類持込みを禁止し、かつ、禁煙とする。）。 2 利用者は、市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児・引率者とする。			
備考				

様式第2号（第5条関係）を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

教育委員会バスの使用許可書

年 月 日

住 所

施設名

代表者名 様

小城市教育長

次のとおり教育委員会バスの使用を許可する。

使用責任者	施設名	
	職 名	
	氏 名	
使用期間	年 月 日 () 時 分から	
	年 月 日 () 時 分まで	
使用目的		
乗車人員	幼児 2・3・4・5歳児 人 引率 人 (大人換算 人) ※幼児定員 = (42人 - 大人) × 1.5	
運行経路 (別紙提出 可)	出発 :	
	着 : ⇒ 出発 :	
	着 :	
運行距離	k m	
注意事項	1 送迎が原則であること（車内は、酒類持込みを禁止し、かつ、禁煙とする。）。 2 自動車事故については、直ちに報告すること。	
備 考		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程（平成22年小城市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用の範囲)</p> <p>第3条 バスは、幼児教育及び保育の目的のため使用する場合であつて、原則として乗車人員が10人以上、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り使用することができる。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限りでない。</p> <p>(1) 保育園及び幼稚園等 _____ の関係者が使用を必要とするとき。</p> <p>(2) 原則として小城市内を使用場所とする。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第4条 バスの使用時間は、通園バス運行時間以外とし、原則として午前10時から午後1時までとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第6条 市長 _____ は、バスの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(使用の範囲)</p> <p>第3条 バスは、幼児教育及び保育の目的のため使用する場合であつて、原則として乗車人員が10人以上、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り使用することができる。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限りでない。</p> <p>(1) 市内の保育所、幼稚園又は認定こども園等の関係者が使用を必要とするとき。</p> <p>(2) 原則として小城市内を使用場所とする。</p> <p>2 保育所、幼稚園又は認定こども園等の定期的な行事での利用は、許可しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限りでない。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第4条 バスの使用時間は _____、原則として午前9時から午後3時までとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第6条 教育長 _____ は、バスの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

様式第1号 (第5条第1項関係)

教育委員会バスの使用許可申請書				
係	係長	副課長	課長	決裁
保育幼稚園課長 様 住 所 施設名 代表者名 ㊟				
次のとおり教育委員会バスを使用したいので、許可くださるよう申請します。				
使用責任者	職名			
	氏名			
使用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			
使用目的				
乗車人員				
使用バス	要望する番号に○を記入ください。 1. 課バス 幼児定員 = (42人-大人) × 1.5 幼児数 2. 三日月バス 大人3人+幼児51人 3. 芦刈バス 大人4人+幼児18人			

様式第1号 (第5条関係)

教育委員会バスの使用許可申請書				
係	係長	副課長	課長	決裁
小城市教育長 様 住 所 施設名 代表者名				
次のとおり教育委員会バスを使用したいので、許可くださるよう申請します。				
使用責任者	施設名			
	職名			
	氏名			
使用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			
使用目的				
乗車人員	幼児 <u>2・3・4・5歳児</u> 人 引率 <u>人</u>			
運行経路 (別紙提出)	※幼児定員 = (42人-大人) × 1.5 出発 : 着 : ⇒ 出発 :			

運行経路 (別紙提出 可)	【別紙のとおり】 出発 : 着 : ⇒ 出発 : 着 :
運行距離	k m
注意事項	1 送迎が原則であること(車内は、酒類持込みを禁止し、 かつ、禁煙とする。) 2 利用者は、市内の保育園・幼稚園・認可外保育施設の 幼児・引率者とする。
備考	

可)	着 :
運行距離	k m
注意事項	1 送迎が原則であること(車内は、酒類持込みを禁止し、 かつ、禁煙とする。) 2 利用者は、市内の <u>保育所</u> ・ <u>幼稚園</u> ・ <u>認定こども園等</u> の 幼児・引率者とする。
備考	

様式第2号 (第5条第2項関係)

教育委員会バスの使用許可書		年 月 日
住 所		
施設名		
代表者名	様	
次のとおり教育委員会バスの使用を許可します。 <div style="text-align: right;">保育幼稚園課長 ㊟</div>		
使用責任者	職 名	
	氏 名	
使用期間	年 月 日 () 時 分から	
	年 月 日 () 時 分まで	
使用目的		
乗車人員		
使用バス	要望する番号に○を記入ください。 1. 課バス 幼児定員 = (42人-大人) × 1.5 幼児数 2. 三日月バス 大人 3人 + 幼児 51人 3. 芦刈バス 大人 4人 + 幼児 18人	
運行経路 (別紙提出 可)	【別紙のとおり】 出発 :	
	着 :	⇒ 出発 :
	着 :	
運行距離	k m	

様式第2号 (第5条関係)

教育委員会バスの使用許可書		年 月 日
住 所		
施設名		
代表者名	様	
次のとおり教育委員会バスの使用を許可する。 <div style="text-align: right;">小城市教育長</div>		
使用責任者	施設名	
	職 名	
氏 名	年 月 日 () 時 分から	
	年 月 日 () 時 分まで	
使用目的		
乗車人員	幼児 2・3・4・5歳児 人 引率 人 (大人換算 人) ※幼児定員 = (42人-大人) × 1.5	
運行経路	出発 :	
(別紙提出 可)	着 :	⇒ 出発 :
	着 :	
	着 :	
運行距離	k m	

注意事項	<p>1 送迎が原則であること（車内は、酒類持込みを禁止し、かつ、禁煙とする。）。</p> <p>2 利用者は、市内の保育園・幼稚園・認可外保育施設の幼児・引率者とする。</p>
備考	

注意事項	<p>1 送迎が原則であること（車内は、酒類持込みを禁止し、かつ、禁煙とする。）。</p> <p>2 <u>自動車事故については、直ちに報告すること。</u></p>
備考	